

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道新篠津高等養護学校 令和7年（2025年）7月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達のための SNS を通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。

・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安）。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します）。

・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

新篠津高等養護学校 いじめ防止基本方針 の概要

＊毎年、年度始め（4～6月頃）の時期に内容の検討や見直しを行います
【主な記載内容】 ①いじめとは ②いじめ防止の指導体制・組織対応
③いじめの予防 ④いじめの早期発見 ⑤いじめへの対応
⑥重大事態への対応 ＊その他、いじめ防止標語（生徒会）

新篠津高等養護学校 いじめ防止委員会 （いじめ対策組織） の役割や活動

【構成員】[学校]・教頭・生徒指導主事・主幹教諭・寮務主任・総務部長
・担任・学年主任・コーディネーター・生徒指導部学年担当
[寄宿舎]・生活支援部長・寄宿舎室担当・棟主任（＊その他必要に応じた関係者）

【主な役割や活動】
○学校いじめ防止基本方針の作成・改善
○校内研修会の企画・立案・実施
○いじめ未然防止プログラムの作成
○アンケート調査の実施
○調査結果の分析、報告の整理
○いじめが疑われる案件の確認
○指導・支援方針の協議

不明な点やいじめ、いじめ防止基本方針に関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の新篠津高等養護学校はいじめ対策組織担当は、[生徒指導部 春国洋行]です。
連絡先0126-58-3280（学校代表電話）

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口に遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか？

A2 ①いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上経過していること
②被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
上記2点を生徒及び保護者との面談等で確認し、判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
石狩教育局教育相談電話（電 話）	011-221-5297	祝日・年末年始を除く平日 8時 45 分～17 時 30 分



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

道教委のホームページで、道はいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm>